

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 7

# 2016

## ◆ 月桂冠「特許製法」をパッケージに記載し商品のイメージ向上へ

月桂冠は、糖質をカットした日本酒「糖質ゼロ」を、「おいしさの秘訣 W特許製法」、「1. 糖質スーパーダイジェスト製法」、「2. 後味スッキリ製法」などを表示した新パッケージで発売する。

この「糖質ゼロ」は、日本酒で初めての糖質ゼロ商品として2008年9月に発売されたものであり、その後、新たな製法の開発を続け、「糖質スーパーダイジェスト製法」（特許第4673155号、2011年1月28日登録）、「後味スッキリ製法」（特許第5851957号、2015年12月11日登録）などの一部の製造技術に関する特許権を取得している。

## ◆ 包装に関する特許権の侵害で鏡餅の製造販売の差止め、損害賠償を求める訴え

凸版印刷が、自社の鏡餅の包装に関する特許権を侵害されたとして、越後製菓に対し、対象製品の製造・販売差止めや損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起していることが明らかになった。

凸版印刷は、餅を収容する鏡餅の形をした鏡餅包装物に鏡餅飾りを止める保持具と、この保持具を用いた鏡餅包装体に関する特許権が侵害されたとして、越後製菓に9種類の鏡餅の製造・販売差止めと、約7100万円の損害賠償を求めているが、越後製菓は、侵害を全面的に否定しているという。

## ◆ 「グローバル・イノベーション・インデックス 2016」で日本は16位

WIPO（世界知的所有権機関）は、世界128カ国・地域の技術革新力を比較した2016年のランキング「グローバル・イノベーション・インデックス（THE GLOBAL INNOVATION INDEX）2016」を発表した。

1位は昨年に続いてスイスで、2位スウェーデン、3位イギリス、4位アメリカ、5位フィンランドと続き、日本は昨年の19位より上昇して16位となった。なお、アジア地区では、6位シンガポール、11位韓国、14位香港、が日本より上位で、25位中国は、今年初めてベスト25にランクインした。

このランキングは、WIPOと米コーネル大学などが研究開発投資、特許出願数、科学技術論文数など82項目を国・地域別に点数化して、毎年作成している。日本は、単純な数量だけではない論文の引用状況や、海外特許、各国の世界大学ランキングの上位3校の状況といった特性を評価した技術革新品質評価（INNOVATION QUALITY）では1位（前年3位）を獲得したが、成果による新たな商品やサービスの提供などが少ないため、ポイントが伸びず16位となった。

株式会社ノスクマード<sup>®</sup>インスティテュート<sup>®</sup>

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

## 8

## 2016

### ◆ シャープと鴻海が知的財産関連業務を扱う共同出資子会社の設立へ

シャープは、親会社である鴻海グループ（台湾）との共同出資子会社として、知的財産関連業務を行うサイエンビジップ・ジャパン（大阪市）を10月3日に設立すると発表した。シャープは、鴻海グループのノウハウで業務効率化を図るとともに、シャープの知的財産権を活用した収益の拡大も目指すという。

### ◆ 「和歌山」「WAKAYAMA」の中国商標出願に異議申し立て

中国で「和歌山」「WAKAYAMA」の2件の商標が出願されていることが分かり、和歌山県は、中国商標局に異議申し立てを行ったことを発表した。定例会見で仁坂知事は「和歌山のイメージに便乗してもらうけようとする、とんでもない奴がいるのは、たたきつぶさないといけない。和歌山が不当な利益を吸われたいようにしたい」と説明した。

出願人は北京市在住の個人で、「被服、履物、帽子」等を指定商品として出願している。このため、権利化が認められると、県内の企業が中国に事業展開する際、深刻な障害となる可能性があると判断し、衣料や繊維に係る県内の関係団体と協議の上、異議を申し立てたという。

### ◆ 「スジャータ スジャータ」が音商標として登録

コーヒー用ミルク「スジャータ」のテレビコマーシャルでおなじみのメロディー「スジャータ スジャータ」が、特許庁で「音商標」として登録された。この商標については、製造元のスジャータめいらく（名古屋市）がブランドイメージを守るため、2015年4月の音商標の制度開始にあわせ出願していた。

音商標は、新しい商標対象の一つであり、現在までに約450件ほどの出願があり、約50件が登録になっている。

株式会社ノスクマード<sup>®</sup>インスティテュート<sup>®</sup>

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 9

# 2016

## ◆ 三菱化学と宇部興産が中国のリチウム電池用電解液事業で提携

三菱化学と宇部興産は、両社の中国におけるリチウムイオン電池用電解液事業で提携することについて合意したことを発表した。

リチウムイオン電池の関連事業は、スマートフォン・タブレット端末等の携帯端末やハイブリッド自動車・電気自動車等のエコ自動車を中心に需要が続伸しており、今後も大きな成長が期待されている。特に中国においては、政府の補助金による促進政策があるなかで、車載用リチウムイオン電池の市場の急速な拡大によって、電解液を含む電池材料の需要が急伸しているが、一方で、新興メーカーの台頭もあり競争が激化している。

両社は、知的財産を含む技術資源の相互利用や生産技術の融合などによって、技術力とコスト競争力を強化することでより優れた競争力ある電解液を供給していくことを目的に、中国における両社の電解液事業を、合弁形態で運営することに合意したという。

## ◆ アップル vs サムスン 約124億円の損害賠償へ

米ワシントンの控訴裁判所は、11人の合議体による再審理で「スライドによるロック解除」機能などアップルのスマートフォン関連特許3件をサムスンが侵害したというアップルの主張を認める判決を下した。今年2月、裁判官3人の合議審ではサムスン電子側の主張が認められたが、今回はこれを覆した。

裁判所は「裁判官3人の審理で下された判決は、控訴の過程で提起されなかった事案に依存しているか、訴訟記録に含まれている範囲以上の情報をもとに行なわれた」として、同判決を無効化した。今回の判決では「スライドによるロック解除」、「文字入力における自動補正」、「リンクを通じた速い移動」といった点が認められたため、これを侵害したサムスンに対し1億1960万ドル(約124億円)を賠償しなければならないというカリフォルニア連邦地方裁判所の判決の効力が蘇ることとなる。

サムスン電子の関係者は「米最高裁判所に控訴する」方針を明らかにしている。

## ◆ イケメンゴリラ「シャバーニ」商標登録

東山動植物園(名古屋市千種区)で人気のイケメンゴリラの名前「シャバーニ」が商標登録された。運営する名古屋市が3月に特許庁に出願していた。認められたのは「シャバーニ」と「SHABANI」の二つ商標。

シャバーニは、東山動植物園の人気者で、関連グッズの売り上げも好調であり、商品別売上高の上位7位までを独占しているという。

株式会社 **ノスクマード<sup>®</sup> インスティテュート<sup>®</sup>**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 10 2016

## ◆ 高知県がユズを海外で商標登録

高知県は、「KOCHI YUZU」の商標を初めて海外で登録したことを発表した。

同県は、「高知県の海外販路開拓で最重要品目として取り扱ってきたユズについては、海外での認知度が高まってきていることから、今後も安全に輸出を継続できる状態を確保すること及び信頼ある高知県産ユズブランドとして商標を積極的に活用していくことを目的として、欧州連合、香港、シンガポールにおいて「KOCHI YUZU」の商標登録を行いました。」とし、「取得した商標については、海外での展示会出展やプロモーションの際に「KOCHI YUZU」の認知度向上に積極的に取り組むとともに、高知県産ユズを取り扱う事業者の皆さまにも広く使用していただきたいと考えております。」と説明している。

## ◆ 「買い物ではない。犯罪者との契約です。」 経済産業省・特許庁キャンペーン

経済産業省・特許庁は、平成28年度「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、インターネットサイトを利用する消費者に対し、「買い物ではない。犯罪者との契約です。」をキャッチコピーに、特設ウェブサイトを開設するほか、総合ポータルサイトなどの多様な媒体を利用して、強力な働きかけを行う。

近年、手口の巧妙化やネット上の取引での被害増加など、模倣品・海賊版の被害が複雑化・広範化する一方、特許庁が昨年実施した模倣被害実態特調査では、国内外で何らかの模倣被害を受けたと回答した企業の5割が、日本で販売・提供中の製品等で模倣被害を受けており、その7割がインターネット上での被害であるという。

## ◆ ジョーダンが中国企業による中国商標登録を一部無効に

元NBAプレイヤーのマイケル・ジョーダン氏が、自身の名前表記（喬丹など）を商標登録した中国スポーツ用品メーカーの喬丹体育を相手取り、その無効を訴えていた裁判で、中国最高人民法院は、ジョーダン氏の主張を一部認める判断を示した。

下級審では喬丹体育に有利な判断が示されていたが、最高人民法院では、ジョーダン氏の漢字名が中国国内でよく認知されていることを理由に、漢字名の商標権は無効にすべきとの判断を下した。

中国では、有名な企業や地域、氏名についても最初に商標を取得した企業が守られるケースが多く、米テスラ・モーターズやアップルなど多くの海外企業が今までこの問題に直面してきた。

株式会社ノスクマード<sup>®</sup>インスティテュート<sup>®</sup>

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>